

白川町収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月12日

白川町長 佐伯正貴

白川町条例第24号

白川町収入印紙等購入基金条例の一部を改正する条例

白川町収入印紙等購入基金条例（平成23年白川町条例第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「等」を削る。

改正後	改正前
(設置の目的) 第1条 収入印紙_____の 売りさばき事務を行い、もって町民の利 便性を図るため、白川町収入印紙_購入 基金（以下「基金」という。）を設置する。	(設置の目的) 第1条 収入印紙、 <u>岐阜県収入証紙及び郵</u> <u>便切手類</u> （以下「印紙等」という。）の 売りさばき事務を行い、もって町民の利 便性を図るため、白川町収入印紙等購入 基金（以下「基金」という。）を設置する。
(収入印紙の購入計画) 第5条 町長は、 <u>収入印紙</u> の売りさばき状 況を勘案し、適正な <u>収入印紙</u> の購入計画 を立てなければならない。	(印紙等の購入計画) 第5条 町長は、 <u>印紙等</u> の売りさばき状 況を勘案し、適正な <u>印紙等</u> の購入計画 を立てなければならない。

#### 附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。